

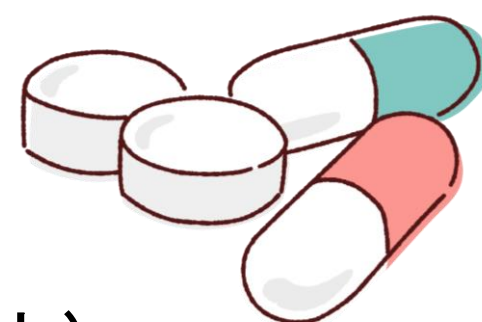
# 長期収載品の選定療養について

診療報酬の改定により、令和6年(2024年)10月1日から

長期収載品【後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品】を

患者さまが希望された場合、

**選定療養費**を院外薬局にてご負担いただく場合があります。



## 【対象】

後発医薬品が発売されて5年以上経過した先発医薬品(準先発品も含む)、

または後発医薬品への置換率(※1)が50%以上の先発医薬品(準先発品も含む)を

院外薬局で希望された場合。

※1 置換率…後発医薬品へ切り替え可能な医薬品のうち、実際に使用した後発医薬品の数量を占める割合。

◎入院患者さま および 外来院内処方の患者さま は対象外です◎

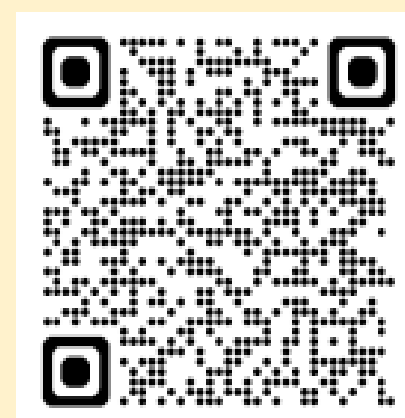
対象医薬品につきましては、厚生労働省HPにてリストが公表されております

下記のURLまたは二次元バーコードからアクセスいただき、事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」をご覧ください。

厚生労働省HP

「後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)



→「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について」

## 【対象とならない場合】

### ◎医療上の必要性があると認められる場合

(一例)

- ・医師が後発品への変更ができないと判断した場合
- ・後発医薬品では適切な服用等が困難(※2)であり、先発医薬品が好ましいと判断した場合

※2 患者さまが服用しにくい剤形である、先発医薬品と後発医薬品で効能効果等に差異がある場合等

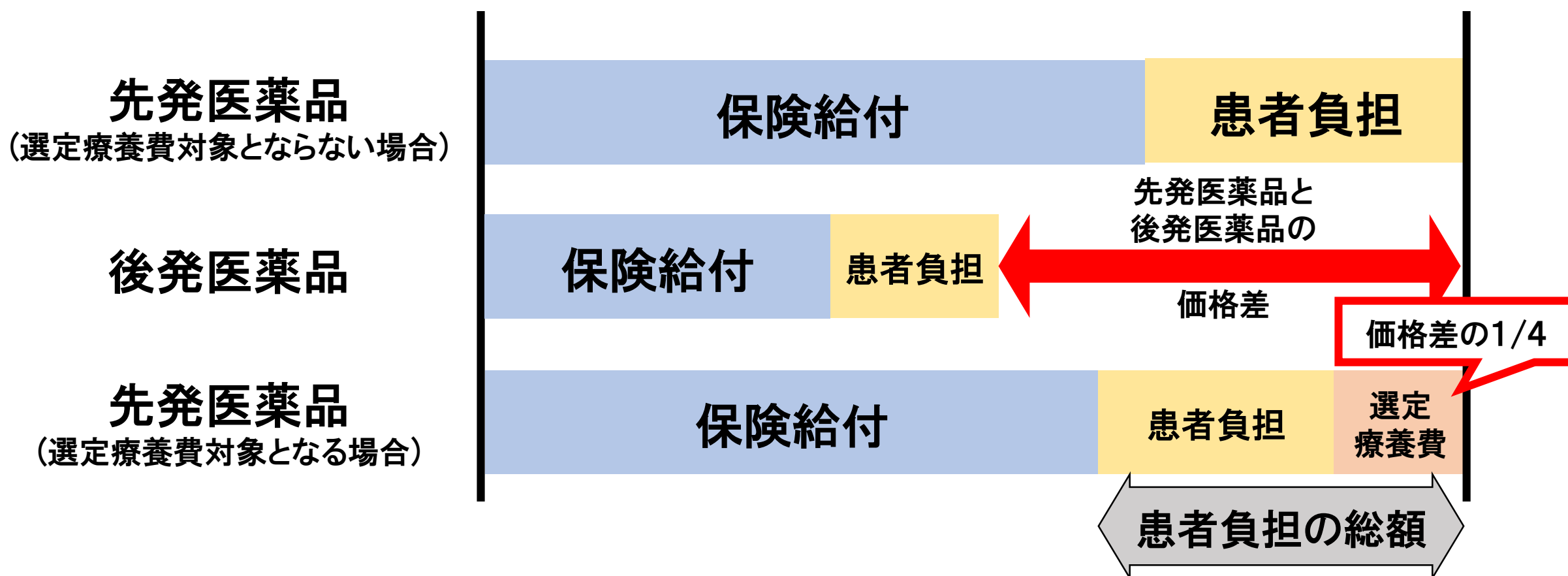
### ◎後発医薬品が供給困難な場合



## 【自己負担額】

長期収載品(先発医薬品)と後発医薬品での最高価格との価格差の1/4

**選定療養費**には、消費税(10%)もかかります。



ご理解とご協力のほどお願い致します。

